勝浦漁業協同組合(和歌山県)に対する再生支援決定について

2016年 5 月17日 株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)は、下記の再生支援対象 事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号。以下「法」 という。)第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

- 1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称 勝浦漁業協同組合
- 2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称 農林中央金庫(以下「農林中金」という。) 和歌山県漁業協同組合連合会(以下「事業引受先」という。)
- 3. 事業再生計画の概要:別紙参照
- 4. 買取申込み等期間2016年5月17日(火)から2016年7月12日(火)まで(機構必着)
- 5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記4に記載する買取申 込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権 者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

6. 商取引債権の取扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において 指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、金 融支援の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、支援の依頼を行わない ため、何ら影響はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者が運営する勝浦漁協地方卸売市場は、長年に亘り生マグロの水揚高で日本一を誇り、水揚げされる生マグロは「紀州勝浦産生まぐろ」としてブランド価値が認められており、地域社会・地域経済に貢献しています。

また、勝浦漁協地方卸売市場は那智勝浦町の中心的な観光資源となっており、地元観光産業に欠かせない存在となっています。

以上のとおり、再生支援対象事業者は那智勝浦町の地域社会及び地域経済の活性化のために必要不可欠な存在であり、有用な経営資源を有しているといえます。 加えて、再生支援対象事業者は、一定数の労働者を雇用している他、市場関係 先従事者も多数に上ることから、機構が再生支援対象事業者の再生を支援するこ とは、地域経済の活性化のみならず、雇用の確保に資するものといえ、支援の意 義が認められると考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、当事者のみでは調整が困難であった、関係金融機関等、事業引受先及び再生支援対象事業者の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、円滑な事業再生を目指します。

また、機構は、関係金融機関等からの債権買取りを予定しています。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

①再生支援対象事業者	勝浦漁業協同組合
②本店所在地	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目8番地の2
③設立日	1949 年 10 月
④出資金	68 百万円
⑤出資	出資の総口数 136,147 口
⑥事業	販売事業等
⑦従業員数	正規職員 21 名 契約職員 2 名 嘱託職員 1 名
(2016年3月31日現在)	
⑧取引銀行	農林中金、和歌山県信用漁業協同組合連合会等
⑨財務状況	売上高:304百万円、経常利益:56百万円
(2015年3月期)	当期純利益:56 百万円
	純資産:△1,171 百万円、総資産:1,042 百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、1949年10月に水産業協同組合法に基づいて設立され、漁業協同組合として、漁業権管理等を行う指導事業及び組合員に対する貸付や貯金を取り扱う信用事業のほか、勝浦漁協地方卸売市場の開設者及び卸売業者として販売事業を営んできました。

再生支援対象事業者は、1970年前後にかけて、主に遠洋マグロ漁船大型化のための組合員への貸付を拡大しましたが、①200海里宣言を起因とした遠洋マグロ漁業の不振、②プラザ合意後の円高によるマグロ魚価の低迷などの要因により、遠洋マグロ漁業を営む組合員の経営が悪化して倒産・廃業が相次いだ結果、信用事業における組合員向け貸付債権及び経済事業債権の大半が不良債権化する事態に陥りました。さらに、製氷冷凍事業の不振に加えて、近年の水揚高の減少に伴い販売事業における手数料収入も大きく減少しました。

その結果、現在、再生支援対象事業者は債務超過に陥っており、今後、事業を継続・発展していくためには、財務状態の抜本的な改善が不可欠な状況にあります。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、事業引受先及び主力金融機関である農林中金と協議の上で、機構に対し再生支援の申込みをするに至りました。

第3 事業再生計画の概要

1. 事業再生計画の基本方針/主要施策

再生支援対象事業者は、事業譲渡により事業引受先に対して販売事業を譲渡すると

共に、所有する勝浦漁協地方卸売市場の不動産を那智勝浦町に対して譲渡し、那智勝 浦町が新たに同市場の開設者となります。

事業引受先は那智勝浦町から同市場の不動産の使用許可を受け、同市場の運営者として、以下の施策を実施します。

(1) 販売事業収益の維持・拡大

- ① 魚価の維持・向上~JFグループの強みを活かして新たな販路を開拓し、加工 販売による高付加価値化を推進
- ② 生マグロ水揚漁船延隻数の減少抑制~県外船の誘致活動を展開
- (2) 販売事業における経営管理体制の強化

事業引受先、那智勝浦町及びその他の市場関係者により構成される「市場運営委員会(仮称)」を設置した上で、事業引受先が中心的な役割を担うことを予定

- (3) 行政機関・地域との連携強化
 - ① 那智勝浦町との連携~衛生管理に配慮した施設整備や機器等の導入を進め、優良衛生品質管理市場・漁港の認定を取得し、衛生管理を徹底
 - ② 和歌山県全域での連携~和歌山県の水産業界が一体となって、販売事業を推進

2. ストラクチャー等

再生支援対象事業者は、事業引受先に対する販売事業等の事業譲渡及び那智勝浦町に対する勝浦漁協地方卸売市場用不動産の譲渡を実行した上で、その対価等を原資として、金融債務の一部を弁済し、その後、関係金融機関等より金融支援を受けることを予定しています。

<本件に関するお問い合わせ先> 株式会社地域経済活性化支援機構 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階 代表:TEL 03-6266-0304